１ 農薬のリスクと評価

２ 農薬の安全・適正使用

３ 農薬管理指導士について

農薬のリスクと評価

① 農薬のリスク

② 安全性を確保するためのリスク評価

農薬のリスク①

- 直接接触・吸入する**散布者の健康に影響**
- 散布対象作物に**薬害が発生するリスク**
- 近接する作物や近隣の住宅地、公共施設等への意図しない**飛散（ドリフト）のリスク**
- 収穫物への**残留による消費者の健康に影響**
- 土壌表層部への長期間残留による**後作物等への薬害リスクや流出による水質汚濁**（水系の汚染）
- 環境への拡散による**水産動植物や有用生物への影響**

・作物に散布された農薬は、**徐々に分解され、減少**していくが、不適正に使用された場合は、安全性が担保されず、**食中毒の原因となる可能性**がある。

農薬のリスク②

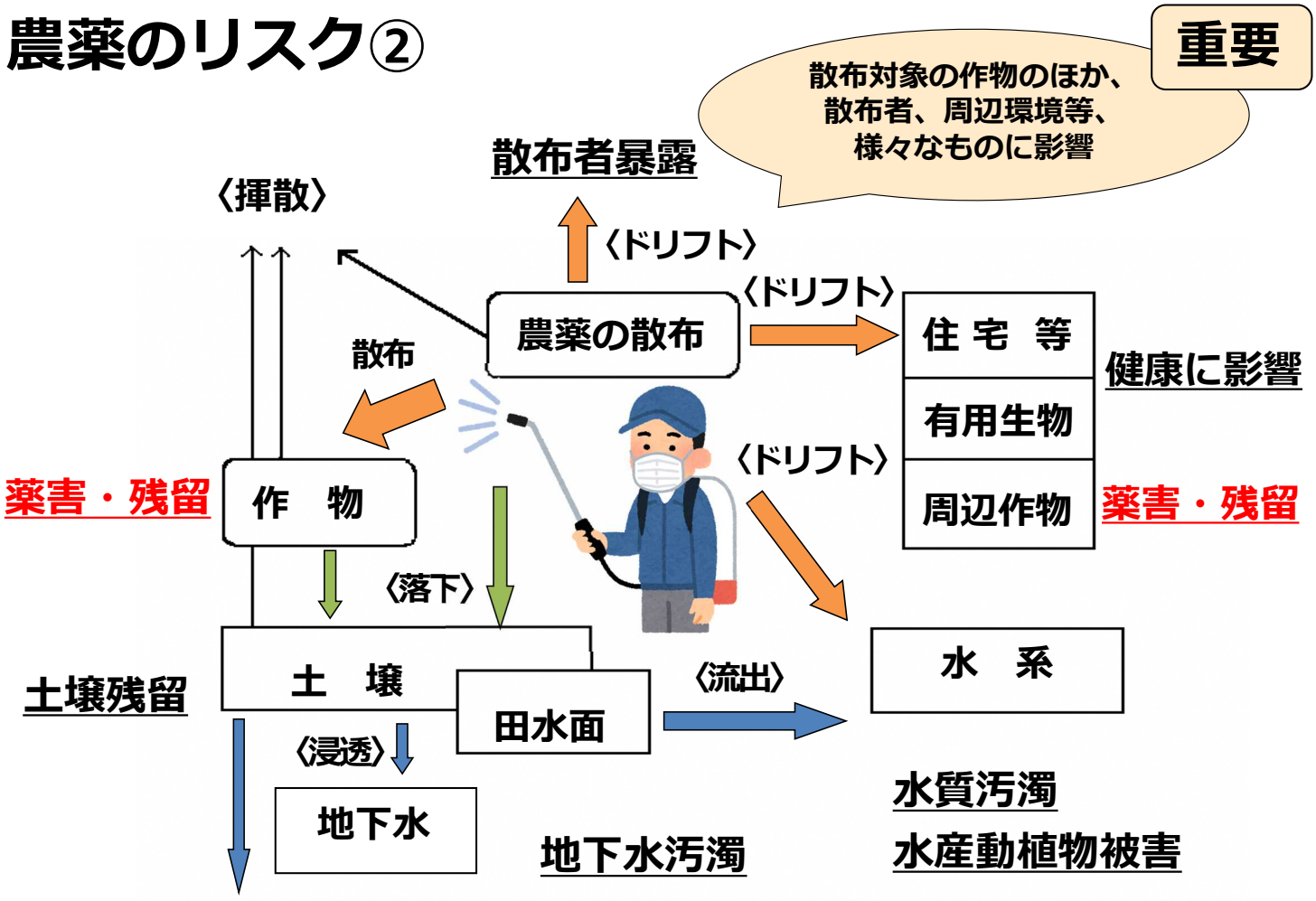

近年の農薬事故①　事例１

他県で発生

シュンギクから大量の農薬が検出された事例

出荷されたシュンギクから、**残留基準値の180倍の農薬が検出**
（ある殺虫剤の成分が、0.05ppmの基準に対し、9ppm検出）

体重60kgの人が**20ｇ摂取すると健康に悪影響の可能性があるとしてとある自治体が発表**

20ｇの目安



発生の原因

生産者は農薬のラベルも確認しておらず、**タマネギへ散布した農薬の余りを、ビニールハウス内で栽培するシュンギクにも誤って使用**したこととみられている

無関係な農家であっても、シュンギクの取引価格が１束１円に下落する等、産地で風評被害を受けた

防止のためには、毎回、農薬のラベルを確認し、登録の無い作物には使用しないことが基本

近年の農薬事故②　事例２

他県で発生

小学校で児童が一時病院へ搬送された事例

児童が授業を受けている時間帯に、防除業者が農薬散布を実施
（敷地内の樹木の害虫防除として、有機リン系殺虫剤を散布）

散布中に体育館で授業に出席していた児童６名が、
咳や体調不良を訴え、一時病院にも搬送

被害発生の原因

- 農薬散布を児童が在学し、授業を受けている日・時間帯に実施した。
- 学校の施設管理者・職員・防除業者の間で、散布当日の作業スケジュールや安全確保対策等の詳細な情報の共有が不十分であった。
- 教育委員会、小学校の施設管理者、農薬散布を委託された防除業者のいずれも、**住宅地通知**の周知・徹底を目的とした研修に参加しておらず、通知の**遵守事項について、十分理解していなかった**。

※住宅地通知については後述

近年の農薬事故③　全国の状況（令和７年度）

※令和８年10月、農林水産省の報道発表資料から

農薬の使用に伴う事故及び被害の主な発生状況

事故等の対象	件数	主な原因　【件数及び被害者】
人	16	・農薬を**適切に保管管理しておらず**、間違えて**誤飲**した **【３件、３名】** ・ドリフト防止対策の未実施等による農薬の流出等**【３件、３名】** ・土壌くん蒸剤（クロルピクリン剤）を使用した時に、**被覆をしなかった【３件、16名】** ・農薬の散布時に農薬用マスクや保護メガネ等の**防護装備が不十分**だった**【5件、5名】** ・その他**【3件、7名】**
農作物	9	・農薬の**飛散防止対策が不十分**だった ・土壌くん蒸剤（クロルピクリン剤）を使用した時に、**被覆をしなかった又は何らかの理由で漏洩**した
物件	1	・ドローンで農薬散布した際に、**走行中の自動車に農薬が飛散し、自動車の塗装の汚損が生じた**

ほとんどの農薬事故は、農薬適正使用の基本的な事項を遵守してなかったことによるもの

クロルピクリン剤の適正使用

重要

土壌中で容易にガス化し、病害虫防除に有効な反面、**土壌等から漏れ出たガスによって、作業者のみならず、周辺住民や周辺環境に重大な悪影響を与える可能性がある**

（クロルピクリンの危険・有害性）

・ガスには、**目、呼吸器系及び皮膚を極めて強く刺激**し、**強い催涙性**があるほか、**多量に吸い込むと肺水腫を起こし、死亡**するおそれ

・液が直接、**皮膚に触れると水泡**を生じるおそれ

（省令「農薬使用基準」）

・クロルピクリンを含む農薬を使用する場合は、揮散防止のための措置を講じることを規定

（危被害防止対策）

・**人家や畜舎等に近接する農地での使用を避け、低位置に人家や畜舎等がある場合は使用しない**（ガスは空気よりも重く、低い位置に流れ込む）

・近くに人家等がある場合は、使用日時等を事前に伝える

・**処理後は、すぐに厚さ0.03㎜以上のシートや難透過性資材で被覆する**

・使用済みの空き缶等を適切に処理する

農薬のリスクと評価

① 農薬のリスク

② 安全性を確保するためのリスク評価

農薬のリスク評価

農薬の使用により様々な影響・リスクが考えられ、同じ農薬でも、使用方法や条件によって影響が異なる。

- **施設内での施用** → 農薬が雨などで流亡しにくい
- **無人ヘリ等の航空防除** → 影響が広範囲に及ぶ

また、有効成分の**毒性が高いもの**と**そうでないもの**では、同じ量でも影響が異なる。

このため、農薬の使用による問題が生じないように、
科学的な評価を行なった上で、農薬登録が行われている。

農薬の安全確保の観点から様々な基準を設定し、
安全が確保される使用方法だけが認可（農薬登録）されている。
※注意事項が追加で記載されている場合もある。

ヒトへのリスク評価

重要

ヒトの健康への影響評価

・ 慢性毒性と急性毒性を**試験して評価**

→ 慢性毒性：**長期間に微量の農薬**を摂取
急性毒性：**短期間に多量の農薬**を摂取

・ 農薬の使用方法に基づく**暴露量評価**

→ 散布農薬が、どの程度散布者に影響するか、
散布対象の農作物にどの程度残留するかを評価

慢性毒性と急性毒性の評価の考え方

一日摂取許容量（**ADI**：Acceptable Daily Intake）
その農薬をヒトが**一生涯に渡って、毎日摂取**し続けたとしても危害を及ぼさないと見なせる量

急性参照用量（**ARｆD**：Acute Reference Dose）
その農薬をヒトが**２４時間又はそれより短い時間で経口摂取**した場合に健康に悪影響を示さないと推定される一日当たりの摂取量

ヒトへのリスク評価（ADI・ARfDの設定方法）

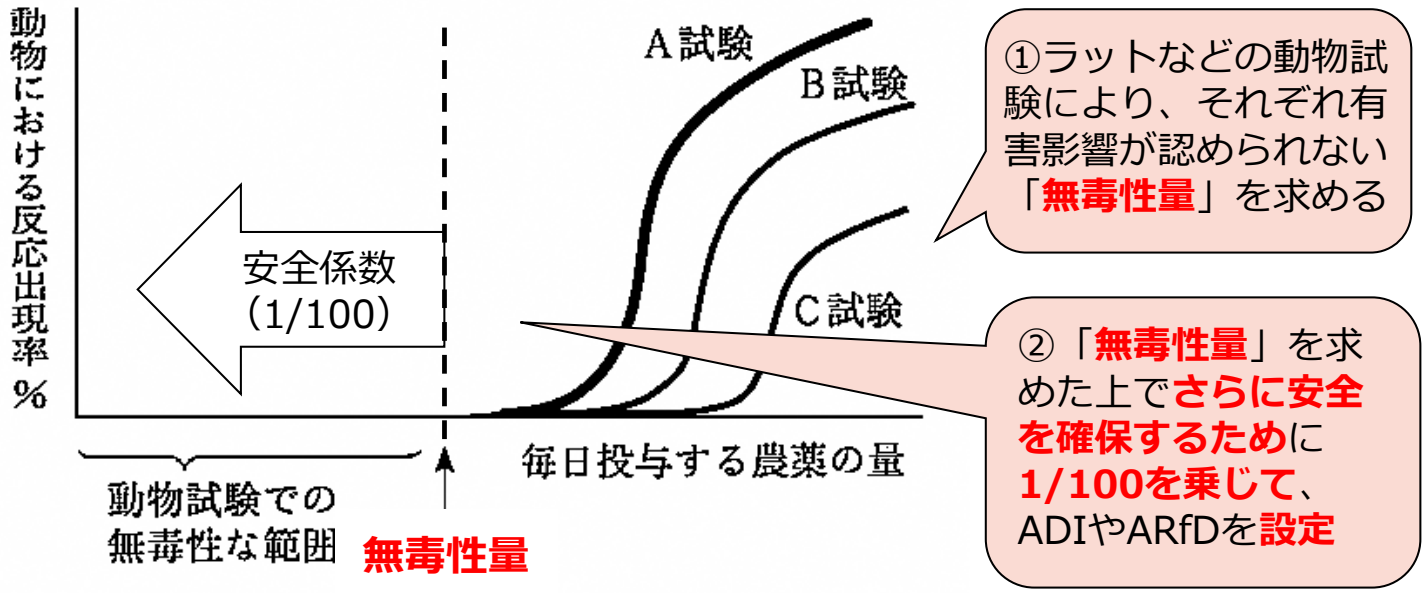

図　動物を用いた長期毒性試験における反応出現率と農薬投与量の関係

ＡＤＩ	＝長期毒性試験の**無毒性量**×（１／１００）
ＡＲｆＤ	＝短期毒性試験の**無毒性量**×（１／１００）

※動物試験による無毒性量にさらに**幅を持たせて、より安全とするため**に安全係数（1/100）を乗じている

食品の残留農薬基準の設定①

作物に散布された農薬は、**徐々に分解され、減少していく**が、その**一部は、収穫時の作物に残留する可能性**がある。

食品衛生法で「**残留農薬基準**」を設定
（農薬取締法で「**農薬の使用方法**」を設定）

（食品衛生法）
ヒトの健康に害を及ぼすことのないように、**全ての農薬、飼料添加物、動物用医薬品について、残留基準が設定**。
農薬などが基準値を超えて残留する食品の流通（販売、輸入も含む）は、禁止。

➡ **県や市の保健所では、**直場所やスーパー等販売店の農産物に対して、**残留農薬検査を実施（収去検査）し、食品の安全が保たれているか監視**。

食品の残留農薬基準の設定②

重要

残留基準は、以下の区分に大別される。

① **一律基準**
人の健康を損なうおそれのない量として内閣総理大臣が定める量（**0.01ppm　例：100ｔのうちの1ｇ**）が設定されている。

1ppm＝百万分の1
（例：1ｔのうちの1ｇ）

② **個別の残留基準**
毒性などの評価を踏まえて、**安全性などが認められた農薬**については、個別に0.01ppmよりも高い濃度の残留基準を設定している。

③ 基準を設定しないもの（**対象外物質**）
人の健康を損なうおそれのないことが明かであるとして、内閣総理大臣が定めた物質（現在、亜鉛ほか82物質※R8.2.19）
https://www.ffcr.or.jp/zanryu/reference-list/post-125.html
※対象外物質は、適宜追加されている

食品における農薬のリスクの実態

1　市販の農産物中の農薬残留実態

資料１参照

（P39:輸入食品の監視体制、P40:都道府県の監視体制）

2　農薬の１日当たり摂取量の実態（消費者庁）

令和4年度の調査では、

対ＡＤＩ（一日摂取許容量）比で0.001～2.954%

→「**一生涯にわたって毎日摂取したとしても、健康に影響を生じるおそれはない**」ものと考えられている。

3　洗浄調理による残留農薬の減少

通常の食生活では、多くの**農産物は洗う、皮をむく、加熱するため、**その**調理の過程でも残留農薬が減少**している。

→ 実際に食べる際には、**さらに低い濃度に減少**している。

水中における残留農薬とリスク評価

ほ場で使用された農薬の多くは、分解され、やがて消失するが、**かけ流しなどの水田の水管理や降雨による排水によって、流出**し、**水質汚染となる可能性**がある。

→　このため、**水質汚濁に係る農薬登録基準を設定**

（参考）

基準は、日本人１人当たりの１日の飲水量２リットルと仮定して、**飲料水経由で摂取する農薬の量はＡＤＩの１０%の範囲まで**として設定している。

環境へのリスク評価

以下の動植物を用いて、影響がないかどうかを評価

1　水域の生活環境動植物への影響

・魚類、甲殻類、藻類、水生昆虫（ユスリカ）、水草のウキクサなど

2　陸域の生活環境動植物への影響

・鳥類のほか、野生ハナバチ類など

3　有用生物への影響

・**ミツバチや蚕など**

※ミツバチでは、単なる毒性の強さだけでなく、**農薬に暴露した花粉や花蜜を巣内へ持ち帰った際の影響なども評価**されている

農薬の安全・適正使用

①　農薬の使用に当たっての基本事項

②　周辺住民・環境への配慮

③　農薬不適正使用の傾向とドリフト



農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（農薬使用基準）

農薬による危被害を防ぐため、農薬の使用に関して以下を規定

- 農薬の**表示事項を遵守**する（**ラベルの記載事項を守って使う**）
- くん蒸・航空機・ゴルフ場での農薬使用に当たっては、**農薬使用計画書を提出**する
- 航空機での散布や住宅地等の周辺では、**農薬を飛散させない**ように努める
- 止水期間を守る等、**水田から農薬を流出させない**ように努める
- **クロルピクリン剤を使用する場合は、揮散防止のための措置を講じる**ように努める
- 農薬を使用した作物や使用方法などを**帳簿に記載**するように努める

表示事項の遵守①

農薬のラベルには、その農薬を**効果的**、かつ、**安全**に使うために必要不可欠な事項が表示されている。このため、**農薬を使用する場合は、**農薬の容器・包装等、**ラベルに表示されている事項を遵守**する。

なお、次の事項を守らない場合は、罰則の対象となる。

① **適用がない農作物へは使用しない**
② **定められた使用量又は濃度を超えて使用しない**
③ **定められた使用時期（収穫前日数等）を守る**
④ **定められた成分総使用回数以内で使用する**

また、**最終有効年月を過ぎたものは**、品質の保証ができないこと等から**使用しない**よう努める。

表示事項の遵守②

使い慣れた農薬でも、適用農作物名、適用病害虫・雑草名、使用量、希釈倍数、散布液量、使用時期、総使用回数など、**表示事項（ラベルの表示）が変更されている場合がある。**

→使用前に必ずラベルを確認

また、**使用上の注意事項も確認**するほか、**次のマークにも注意**する。

行為の強制マーク（必ず行うこと）



マスク着用



吸収缶(活性炭入り)付き防護マスク着用



手袋着用

行為の禁止マーク（してはいけないこと）



ハチ巣箱への散布禁止



施設内使用禁止

農薬ラベルの適用表の見方

使用できる作物

散布量
※使用方法が散布のため

同じ有効成分を含む農薬の使用回数の限度
※**商品名が異なっても、有効成分は同じ農薬があるため、有効成分も確認**
例：スタークルとアルバリン等

作物名	適用病害虫	希釈倍数	使用液量	使用時期	使用方法	本剤の使用回数	○○を含む農薬の総使用回数
トマト	灰色かび病、炭疽病	1000～1500倍	100～300L/10a	収穫14日前まで	散布	3回	3回以内
ミニトマト		1500倍		収穫20日前まで		1回	

使用できる病害虫

使用可能な収穫前日数
※トマトは14日前まで
ミニトマトは20日前まで
使用できる

使用できる回数の限度

防除計画の策定と農薬使用計画書

防除計画

病害虫・雑草の種類や発生する時期は、栽培する農作物、地域、気象、栽培条件によって異なるため、対象病害虫等に対する防除は、有効な農薬の選定、防除適期などを把握し、最も有効で安全な方法をとる。

防除計画は作業の日程のみならず、**防除適期を逃さないこと、必要以上の農薬散布を避けることにもつながる。**（実際の防除に当たっては、**県の発生予察情報や観察により修正し、臨機応変に行う**）

なお、予防防除を除き、病害虫が発生していないにも関わらず農薬を使用することは避ける。

農薬使用計画書の提出

「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」において、以下の場面で農薬を使用しようとする時は、毎年度、使用しようとする最初の日までに、使用者の氏名、住所、年間の農薬使用計画を記載し、農林水産大臣（管轄の地方農政局）に提出する。

①くん蒸により農薬を使用
②航空機（有人ヘリ）を用いて農薬を使用
③ゴルフ場において農薬を使用

帳簿の記載

農薬使用後は、次の内容を帳簿に記載するように努める。

① 使用年月日
② 使用場所
③ 使用農作物
④ 農薬の種類又は名称
⑤ 使用量又は希釈倍数

努力規定だが、
自分を守るためにも
記帳することが重要

農薬使用上の諸注意①

◎散布前の注意事項

・睡眠不足、飲酒後など**体調不良の場合は作業を中止**する。
・**防除器具が十分に洗浄されているか、故障がないか**など、**整備・点検**する。
※自らが農薬中毒にならないために、カッパやマスク、ゴーグル等の**防護装備を着用**する。

◎散布中の主な注意事項



・散布液は**一度で使い切る**よう調製する。
・できるだけ**朝夕の涼しい時間帯に作業**する。
・可能であれば農薬を浴びないよう、**風を背にして、風上の方向に後ろ向きに進行しながら散布**する。
・風速や風向きに注意し、**強風時は中止**する。

農薬使用上の諸注意②

◎散布後の注意事項

・**防除機具は丁寧に洗浄**する。
→　タンクや配管等に**薬液が残っていると、次回の散布時に混ざって農薬事故につながるおそれ**
→　残液や洗浄液は河川等に流さない

・**残った農薬は**容器にラベルをつけたまま保管する**他容器へ移し替えない**。
→　**誤飲事故防止**

・後片付け終了後は、よく手を洗い、うがい、洗顔等を行った後、入浴する。

・着替えた防除衣は、他の洗濯物と区別して洗う。

・身体に異常を感じたら、直ちに使用した農薬の容器を持参して医師の診断を受ける。

農薬の保管と空容器の処分

農薬の保管

農薬の保管は、施錠できる専用の保管場所で、**食品とは区別して行う**。
また、直射日光が当たらない冷涼で乾燥した場所で、耐震性や難燃性も考慮する。

※食品との区別する

農薬の誤飲を防ぐために、ペットボトルや**他の容器に移し替えない**ようにする。また、余った農薬は**冷蔵庫などに保管しない**。
⇒**農薬の誤飲を防ぐために、子どもや老人といった家族にも配慮する。**

空容器の処分

① 他の用途への使用は絶対に行わない。
② 野焼き(野外焼却)は禁止。→ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
③ 処分に当たっては、政令で定める処理基準に従って、適正に処理する。（例：産業廃棄物処理業者に委託するなど）
※地域で回収・処分している場合は、その指示に従うこと
④ 容器内に残った農薬は、水洗い等により除去する。
この際、**排水路等で洗浄したり、廃液を流してはならない**。

農薬の安全・適正使用

① 農薬の使用に当たっての基本事項

② 周辺住民・環境への配慮

③ 農薬不適正使用の傾向とドリフト



周辺住民の安全確保

過去に起こった農薬事故では・・・

・児童・生徒が**在校中の学校、開園時間中の公園・庭園等**で農薬を散布していた。
・周辺住民に**事前の通知**をせず農薬を散布し駐車している車や洗濯物に農薬がかかった。
・街路樹等に対し害虫の発生状況に関わらず、一定の時期に決まった農薬を散布していた。

学校、公園、街路樹及び住宅地に近接する農地等で、農薬を使用するときは、**農薬の飛散を原因とする住民等の健康被害が生じないようにする**ことが必要

農薬使用によるトラブルを防ぎ、周辺住民の安全を確保するため、指導通知「**住宅地等における農薬使用について**」で、住宅地等における農薬使用に際しての**遵守事項を規定**

農地周辺に住宅地や学校などがある場合の対策

※「**住宅地等における農薬使用について**」の主な内容

農薬の使用に当たっての基本事項の遵守

① 使用方法など、農薬ラベルの記載事項の遵守
② 周囲に影響のない天候（無風・弱風）や時間帯での散布

加えて以下の対策も実施

・農薬の使用回数削減のため、**耕種的防除などを組み合わせる**。
・飛散低減ノズルや飛散が少ない剤型の農薬を使用する。
・**風向きやノズルの向きに注意して散布する（ドリフト対策）**。
・農薬散布の目的や**種類、散布者の連絡先等を回覧板やチラシ、立て看板などで事前に周辺住民へ周知**する。
・必要に応じて、**緩衝地帯や防薬ネット、立入禁止の立て看板などを設置する**。

※ **特に学校や通学路が農地の周辺にある場合は、万が一にも子どもが農薬を浴びることがないように、最大限に配慮する（化学物質過敏症の方が近隣に住んでいる場合も同様）**。

・**使用した農薬の種類や使用方法、日時などを記録し、一定期間保管する**。

住宅地等における農薬使用について①

重要

住宅地、学校、公園等とこれらの周辺では農薬が飛散しないよう努力することとされており、この規定に基づき、指導通知「住宅地等における農薬使用について（平成25年４月26日　25消安第175　環水大土発1304261号　農林水水産省消費・安全局長　環境省水・大気環境局長通知」→**「住宅地通知」**が出されている。

以下の事項に注意を払い、**万が一にも周辺住民が 農薬を浴びることがないように、最大限に配慮する 。**

- **農薬ラベルの記載事項の遵守**
- **農薬の使用回数削減**
  耕種的防除などを組み合わせる
- **農薬や防除器具の選定等**
  ドリフト低減ノズル、粒剤等の飛散が少ない剤型の選択
- **事前の周知**
  農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類、農薬使用者の連絡先を回覧板、チラシ、掲示板などを利用して十分な時間的余裕をもって周知
- **気象条件・時間等**
  無風又は風が弱いときなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、風向き、ノズルの向きに注意

住宅地等における農薬使用について②

重要

- **周辺住民等の体調不良等への対応**
  農薬散布後に、体調不良等の相談があった場合は、農薬中毒の症状に詳しい病院又は公益財団法人日本中毒情報センターの「中毒110番」（次ページ参照）を紹介するとともに、使用した農薬の情報を伝える。
- **シート被覆等の揮散防止措置**
  住宅地等に隣接する場所は土壌くん蒸剤（クロルピクリン剤等）以外の防除方法を検討する。
  やむを得ず使用する場合は、適正な材質・厚さの資材による被覆を徹底する
- **散布後の点検作業**
  自動車、建物にかからないようにする、万一かかってしまった場合、直ちに洗いおとしてもらうなど必要な措置をとる。

常日頃、地域住民に病害虫・雑草の防除への理解を求めることが必要である。

周辺住民の体調不良等への対応

農薬の散布後に、周辺住民等から体調不良等の相談があった場合には、病院又は（公財）日本中毒情報センターの相談窓口（中毒110番）等を紹介する。

中毒１１０番における一般市民専用電話（無料）	
大阪（365日 24時間対応）	072-727-2499
つくば（365日9-21時対応）	029-852-9999

公園・街路樹における病害虫・雑草管理

「**公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル**」に準じて行う。
マニュアルでは、以下の事項等が記載されている。

◎**無用な農薬散布を避ける**。

・植栽に用いる花木等の選定・配置や管理等によって、**病害虫が発生しない環境づくり**に努める。

・病害虫の発生や被害が無いにもかかわらず、定期的に農薬を散布しない。

◎**健康への影響が少ない等、適切な農薬を選択する**。

・農薬を使用する場合は、**誘殺、塗布、樹幹注入等散布以外の方法を活用**し、散布の場合も、最小限の部位及び区域にとどめる。

・一般的に、人畜毒性が低い・選択性が高い、**生物農薬、昆虫成長制御剤（IGR剤）、フェロモン剤**等を選択する。

周辺環境の安全確保

① **農薬使用基準の遵守**　→農薬使用の大前提

② **家畜・蚕・みつばちなどに対する安全確保**

（みつばちの安全確保対策の一例）

・農薬の散布期間中は、**影響のない所に巣箱を移す**。

・農薬が散布された水田等へのみつばちの飛来を防止するため、**巣箱付近に水飲み場を設置する**。

・養蜂家と農薬使用者とで情報交換を密に行う。

・みつばちに**影響が少ない・暴露しにくい薬剤を選択する**。

・農薬の散布はみつばちの活動時間帯（午前８時から12時）を避けて散布する。

③ **水域の生活環境動植物の安全確保**

・**河川等へ直接・間接的流入を防ぐ**。→**用水路等に流さない**。

・水産動植物に対する使用上の注意事項に努める。

・**水田では決められた「止水日数」を守る**。

農薬の安全・適正使用

① 農薬の使用に当たっての基本事項

② 周辺住民・環境への配慮

③ 農薬不適正使用の傾向とドリフト



農薬の不適正使用の傾向とその原因①

重要

以下のような誤解があり、農薬不適正使用となった事例が散見される。

① **ラベルを見ずに使用した結果、登録外使用**

② **似た農作物であったため、それらが同じ農薬登録（使用方法）だと誤解した結果、登録外使用**

【誤解しやすい農作物の例】

だいず	えだまめ
いんげんまめ	さやいんげん
キャベツ	メキャベツ
ブロッコリー	茎ブロッコリー
たまねぎ	葉たまねぎ
レタス	非結球レタス
トマト	ミニトマト
ピーマン	ししとう

だいこん		はつかだいこん
やまのいも		やまのいも（むかご）
とうもろこし（子実）	未成熟とうもろこし	ヤングコーン
しゅんぎく	きく	食用ぎく
ねぎ	わけぎ	あさつき
にんにく	にんにく（花茎）	葉にんにく

※ 見た目が同じでも、トマト・ミニトマトの様に**収穫する部分の大小**や、にんにくのように葉や茎などの**収穫部位、収穫時期等**によって**農薬登録が異なる**。

農薬の不適正使用の傾向とその原因②

重要

その他の傾向

③ 使用農薬に対する**慣れによる使用基準の確認不足**

④ 使用から収穫までの日数（**収穫前日数**）が**長く設定されている農薬**の、使用からの**経過日数の確認不足**

⑤ **同一の有効成分**を含む農薬を併用したことによる定められた**使用回数の超過**

ラベル等の確認が不十分だったために発生

⑥ 農薬の効果に対する不安のため、**ラベルに記載された希釈倍数より濃い濃度で使用**

⑦ **防除器具の洗浄が不十分**であったため、別の農作物に使用した**農薬が混入**

⑧ **育苗箱に使用した農薬がこぼれた土壌**で、その農薬に**適用のない農作物を栽培**

⑨ 近隣のほ場で栽培している**別の農作物に散布した農薬がドリフト**

⑩ 複数の農作物を混植したため、**散布対象以外の農作物にも農薬がドリフト**

- 強風時に散布しない
- 風向きにも注意
- 緩衝地帯や防薬ネットの設置
- 混植しない

等の**ドリフト対策が不十分**

農薬のドリフト（飛散）①

※ドリフト対策を講じることが重要

ドリフトによって、使用目的以外の近くの農作物に農薬が付着し、**基準値を超える残留農薬が検出された場合、食品として流通できなくなる。**

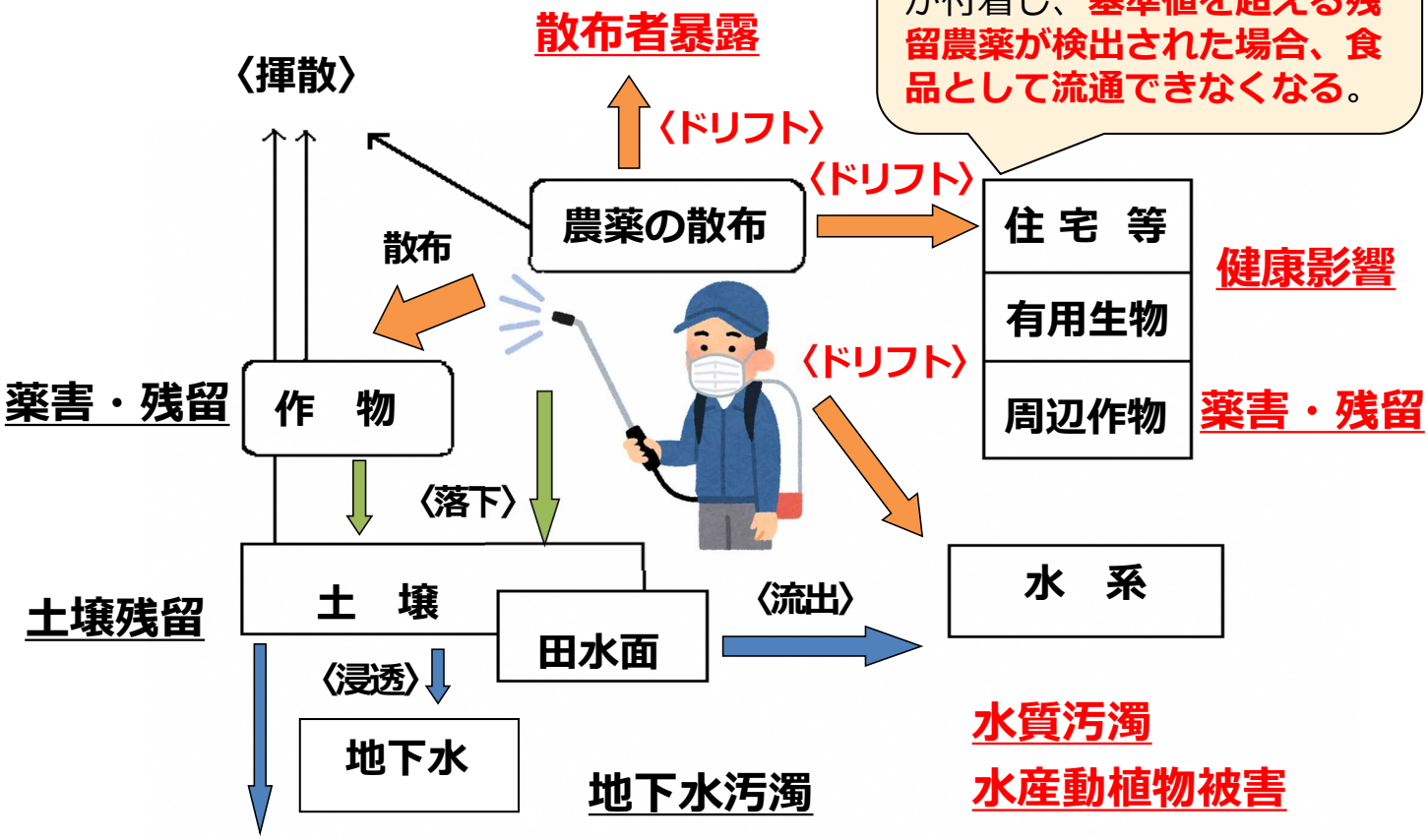

農薬のドリフト（飛散）②

ドリフトしやすい条件

- **風速が強いほど、飛び散る量は多くなり、到達範囲が広くなる**
- 散布方法によっても異なるが、**粒子が細かい剤形ほど、風の影響を受けやすい**

粉剤　＞　微粒剤　＞　粒剤　＞　ジャンボ剤

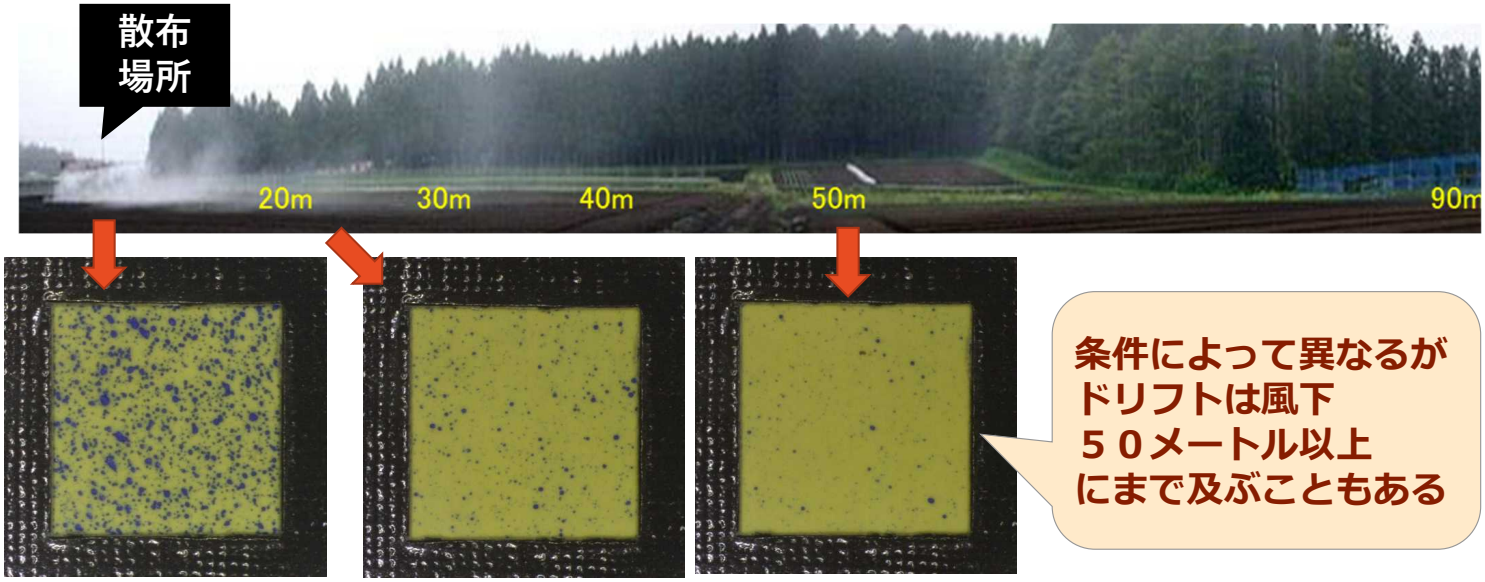

**条件によって異なるが
ドリフトは風下
５０メートル以上
にまで及ぶこともある**

※ブームスプレーヤの散布アームを**2.3mの高さ**に設定して散布（風速1.6～3.2m/s）
感水紙を用いて、ドリフトの状況を調査

農薬のドリフト（飛散）　③

以下の条件で、**ドリフトなどによる残留基準の超過**が起こりやすい。

① 残留基準が著しく小さい
（一律基準（0.01ppm）が適用される等、基準が厳しく設定されている場合）

② **隣接ほ場が近い（緩衝地帯がない）**

③ 農薬が**付着しやすい作物**

④ **収穫時期が近い**

⑤ 有効成分**投下量が多い**
・成分含有率が高い
・希釈倍率が低い
（使用濃度が濃い）
・散布量が多い

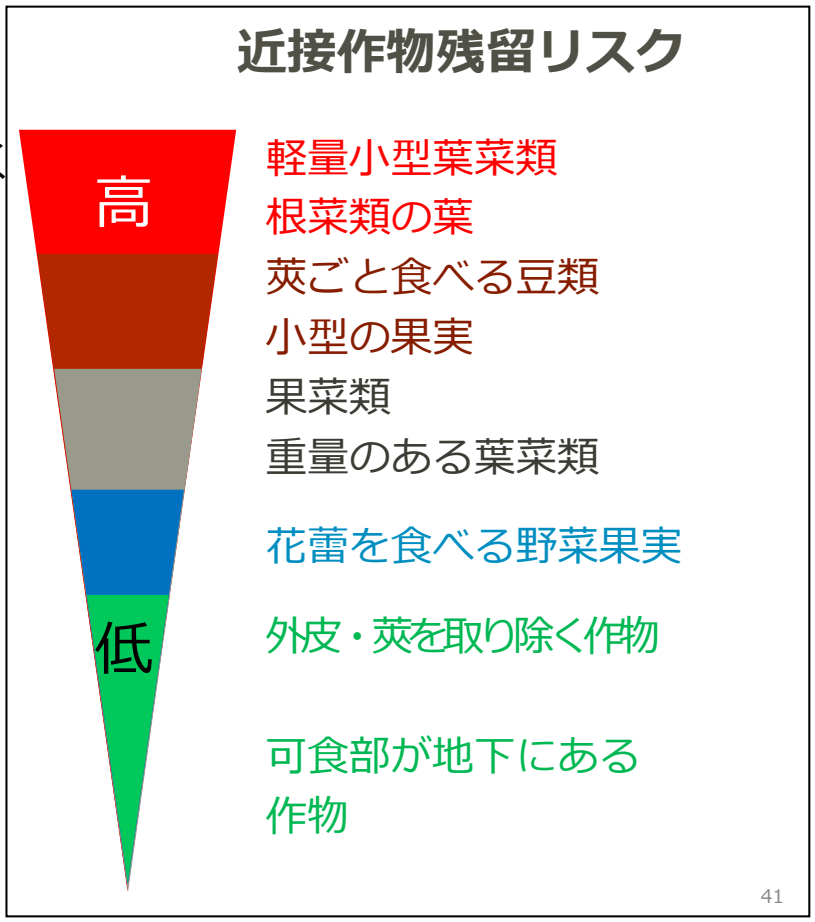

ドリフト対策の基本

① 周辺農作物の栽培者との**密な情報共有**。

② **最小限の区域**での農薬散布。

③ 周辺への影響が少ない**天候や時間帯に散布し、風向きやノズルの向き等にも注意**する。

④ ドリフトの影響が予想される場合は、ドリフトの少ない形状の農薬（粒剤など）や散布方法等へ変更する。

⑤ 周辺農作物の栽培者に対し、**被覆など飛散防止対策を要請**する。

⑥ ほ場の境界付近に**緩衝地帯、防薬ネット、遮蔽植物などを設置**する。

⑦ **農薬の使用記録を付け、一定期間保管**する。

⑧ **ドリフトが生じた場合は、周辺の栽培者に速やかに連絡するほか、県（各地域の農業普及振興室）にも連絡し、被害の有無等の確認を行う。**

製剤・散布方法別のドリフト対策

動力噴霧器・ブームスプレーヤ

- **ドリフト低減ノズルを使用する。**

スピードスプレーヤ

- **ドリフト低減ノズルを使用する。**
- 対象物以外の方向のノズルを止める。
- 園地周辺部の散布の際は、特に注意する。
- **旋回時は噴霧をこまめに止める。**

無人航空機（ドローン含む）　※特に風の影響を強く受ける

- **できるだけ低空で飛行し、散布する。**
- **フレア操作（逆舵）は極力抑える。**
- **適切な飛行ルートをとる。**

農薬管理指導士について

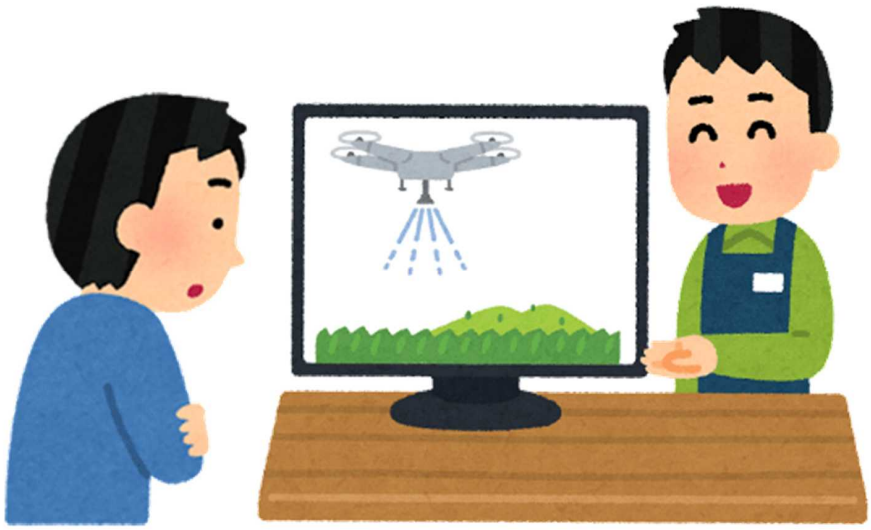

農薬管理指導士とは

農薬管理指導士とは、農薬の取扱いについて、
「**指導的役割を果たすべき者**」を都道府県が認定する制度である。
※青森県では「青森県農薬管理指導士」として約1,200人を認定中

農薬管理指導士の任務

他の農薬販売者、農家、ゴルフ場の**農薬使用者等に指導・助言**を行い、**農薬の安全かつ適正な使用の推進に当たる**こと。

（主な任務）

① **農薬使用基準の遵守**
② **農薬の特性を踏まえた適正な使用**
③ **農薬使用に伴う人畜に対する危被害防止、環境保全**
④ **農薬の適正な保管・管理**
⑤ **毒物又は劇物に指定された農薬の適正な取扱い、安全使用**
⑥ **事故例が多い特に注意を必要とする農薬の安全使用**
⑦ **病害虫・雑草防除指針などに基づいた病害虫・雑草の防除**

農薬管理指導士の資質

農薬管理指導士としての任務を果たすために、以下の資質が求められる。

①農薬の安全性を確保する仕組みを理解すること
②農薬の適正使用に関する認識を深めること
③農薬全般に関する十分な知識を持つこと
・農薬取締法など関係法令
・農薬の特性
・農薬の適正使用方法
・病害虫・雑草の発生生態や防除に関すること etc.

→　県や関係団体が主催する研修会や講習会への参加等によって農薬に関する情報の積極的な収集に努めること

自らが積極的に知識の習得に努めること

青森県農薬管理指導士の認定期間等

認定期間の更新

①農薬管理指導士の**認定期間は５年**

例： 令和8年度の試験に合格した人の認定期間は
令和９年４月１日 ～ 令和１４年３月３１日

②認定期間更新希望者に対して、更新研修を実施
令和８年度の認定者は、令和１３年に更新研修の受講が必要

⇒青森県農業・就農情報サイト「農なび青森」内の
「青森県農薬管理指導士のページ」で毎年10月頃までに案内予定
（URL）https://www.nounavi-aomori.jp/farmer/archives/10208

以下の事項があった場合、認定を取り消し

①農薬取締法、その他農薬に関する法令違反
②農薬管理指導士としてふさわしくない行為